

# 由布市水防計画



令和2年4月

由布市

## 由布市水防計画目次

<b>第1章 総則</b>	
1-1	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1-2	用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1-3	水防の責任等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
1-4	水防計画の変更等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
1-5	安全配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
<b>第2章 水防組織</b>	
2-1	組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
2-2	本部の業務分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
<b>第3章 重要水防箇所等</b>	
3-1	水防警報を行う指定河川の基準・・・・・・・・・・ 7
3-2	水防警報を行う指定河川・・・・・・・・・・・・・・ 8
3-3	重要水防区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
3-4	水防区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
<b>第4章 予報及び警報</b>	
4-1	気象庁が行う予報及び警報・・・・・・・・・・・・ 8
4-2	洪水予報河川における洪水予報・・・・・・・・・・ 12
4-3	水位周知河川における水位到達情報・・・・・・・・ 15
4-4	水防警報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
<b>第5章 気象予報等の情報収集</b>	
	気象予報等の情報収集・・・・・・・・・・・・・・ 22
<b>第6章 水防活動</b>	
6-1	水防配備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
6-2	巡視及び警戒・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
6-3	水防作業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
6-4	警戒区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
6-5	避難のための立ち退き・・・・・・・・・・・・・・ 29
6-6	決壊・漏水等の通報及びその後の措置・・・・・・・・ 29
6-7	水防配備の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
<b>第7章 水防信号、水防標識等</b>	
7-1	水防信号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
7-2	水防標識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
7-3	身分証票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
<b>第8章 水防用備蓄資材</b>	
	水防用備蓄資材・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
<b>第9章 避難</b>	
9-1	避難指示等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
9-2	避難の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

## 第10章 協力及び応援

- 10-1 河川管理者の協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 10-2 市町村間の応援及び相互協定・・・・・・・・・・・・ 34
- 10-3 自衛隊の派遣要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 10-4 国（河川国道事務所、地方気象台等）との連携・・・・・・・・ 35
- 10-5 災害時応援協定等事業所及び団体等との連携・・・・・・・・ 35
- 10-6 住民、自主防災組織等との連携・・・・・・・・・・・・ 35

## 第11章 費用負担と公用負担

- 11-1 費用負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 11-2 公用負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

## 第12章 水防報告等

- 12-1 水防実施記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 12-2 水防活動実施報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

## 第13章 水防訓練

- 水防訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

## 第14章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

- 14-1 洪水浸水想定区域の指定状況・・・・・・・・・・・・ 40
- 14-2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び  
浸水の防止のための措置・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 14-3 洪水ハザードマップの有効活用・・・・・・・・・・・・ 41
- 14-4 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に  
関する計画の作成等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

# 由布市水防計画

## 第1章 総則

### 1-1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、大分県知事から指定された指定水防管理団体たる由布市が、同法第33条第1項の規定に基づき、由布市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

### 1-2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

用語	内容
水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第1項）。
指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。
水防管理者	水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第2項）。
消防機関	消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第3項）。
消防機関の長	消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第4項）。
水防団	法第6条に規定する水防団をいう。
量水標管理者	量水標その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第6項、法第10条第3項）。
水防協力団体	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。
洪水予報河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

用語	内容
水防警報	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。
水位周知河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。
水位到達情報	水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。
水防団待機水位 （通報水位）	量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。
氾濫注意水位 （警戒水位）	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。
避難判断水位	市町村長の避難準備情報発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。
内水氾濫危険水位	法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。
洪水特別警戒水位	法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

用語	内容
雨水出水特別警戒水位	法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
洪水浸水想定区域	洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。
内水浸水想定区域	水位周知下水道について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）

### 1-3 水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

#### (1) 水防管理団体等の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①水防団の設置（法第5条）
- ②水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ③平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ④水位の通報（法第12条第1項）
- ⑤水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第13条の2第2項）
- ⑥内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第14条の2）
- ⑦浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ⑧避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- ⑨水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ⑩警戒区域の設定（法第21条）
- ⑪警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑫他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- ⑬堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）

- ⑭公用負担（法第28条）
- ⑮避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑯水防訓練の実施（法第32条の2）
- ⑰（指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- ⑱（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
- ⑲水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- ⑳水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ㉑水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- ㉒消防事務との調整（法第50条）

（2） 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ②水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- ③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- ④都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ⑤気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ⑥洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- ⑦量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ⑧水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）
- ⑨洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の2）
- ⑩洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
- ⑪水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第2項及び第3項）
- ⑫水防信号の指定（法第20条）
- ⑬避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑭緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑯水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- ⑰水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑱水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

（3） 国土交通省の責任

- ①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ②洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- ③量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ④洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の2）
- ⑤本位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- ⑥洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑦水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）

- ⑧重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- ⑨水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑩都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）
- (4) 気象庁の責任
  - ①気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14、条の2第1項）
  - ②洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）
- (5) 居住者等の義務
  - ①水防への従事（法第24条）
  - ②水防通信への協力（法第27条）
- (6) 水防協力団体の義務
  - ①決壊の通報（法第25条）
  - ②決壊後の処置（法第26条）
  - ③水防訓練の実施（法第32条の2）
  - ④津波避難訓練への参加（法第32条の3）
  - ⑤業務の実施等（法第36条、第37条、第38条、第39条）

#### 1-4 水防計画の変更等

##### (1) 水防計画の変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、由布市防災会議に諮るとともに、大分県知事に届け出るものとする。

また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

##### (2) 大規模氾濫減災対策協議会

水防法第15条に基づく法定協議会である大分川・大野川圏域大規模氾濫減災対策協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして推進するものとする。

#### 1-5 安全配慮

洪水、内水においては、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

例として、水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項を以下に列記する。

- ・水防活動は原則として複数人で出動し、ライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に

応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

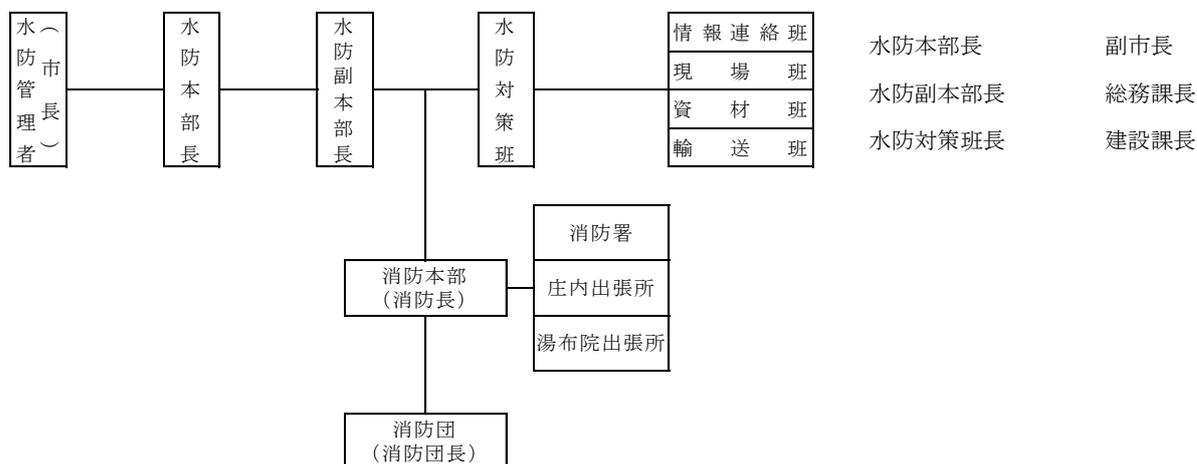
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・水防団員は、出水期前に洪水時等の安全確保について、研修等により周知徹底を図る。

## 第2章 水防組織

### 2-1 組織

水防に関係のある警報・注意報等の発表または地震等の発生により、洪水、内水のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなると認められるときまで、市は水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。

ただし、災害対策本部が設置された場合は、同本部に統合しその事務を処理する。



### 2-2 本部の業務分担

本部の業務分担は、次のとおりとする。

水防対策班長は、水防本部長又は水防副本部長の指示により、水防業務全般にわたる指揮を執る。

班名	班長	班員	業務
情報連絡班	財政課長 又は総務課参事	総務課職員 財政課職員	・関係機関、各班等との連絡調整 ・気象情報、雨量・水位到達情報等の収集・伝達 ・被害情報の収集・記録
現場班	建設課参事 又は課長補佐	建設課職員及び 各地域整備課職員	・河川、道路、宅造地等の被害状況調査 ・応急復旧にかかる緊急対策
資材班	都市景観推進課長	都市景観推進課職員	・水防資機材の点検、確保・調達
輸送班	総合政策課長	総合政策課職員	・道路交通情報の収集 ・水防資機材の搬出・輸送

※本表に含まれない職員は、本部長の指示により臨時に所要の業務を担うものとする。

※課の名称は行政組織再編に伴う「由布市行政組織条例」及び「由布市行政組織規則」改正後のもの。

(令和2年4月1日施行)

### 第3章 重要水防箇所等

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上、特に注意を要する箇所である。

#### 3-1 水防警報を行う指定河川の基準

##### (1) 水防警報を行う指定河川 (A)

下記の項目に該当し、洪水により相当な被害が生ずる恐れがあると認められる区域。

- ・ 人家密集地域であること。
- ・ 学校・公民館・JR・主要道路等の公共施設があること。
- ・ 過去に浸水実績があり、危険が解消されていない箇所。

##### (2) 重要水防区域 (B)

次表に該当し水防上特に注意を要する区間

種 別	内 容
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を越える箇所。又は現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画天端幅に対して不足している箇所。
法崩れ、 すべり	ア. 法崩れ又はすべりの実績はあるが、その対策が未施工もしくは暫定施工の箇所。 イ. 法崩れ又はすべりの実績はないが、土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。
漏水	ア. 漏水の履歴があり、その対策が未施工、もしくは暫定施工の箇所。 イ. 漏水の履歴はないが破堤跡又は旧川敷の堤防で漏水の発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。
水衝、 深掘れ	ア. 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが対策が未施工の箇所。 イ. 橋台、その他の工作物の突出箇所で堤防護岸の根固め等が洗われ一部損壊している箇所。
工作物	ア. 改善処置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 イ. 橋梁その他の工作物桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所。

##### (3) 水防区域 (C)

- ・ 改修済み区間において、計画以上の洪水が発生した場合に相当な被害が生ずるおそれがあると認められる区域。
- ・ 過去に大きな発生はないが、未改修あるいは相対的に堤防が貧弱で注意を要する箇所。

### 3-2 水防警報を行う指定河川

#### (1) 重要水防箇所（国土交通省管理区間）

記号	河川名	延長 (m)	位置
1	大分川	左岸 176	由布市挾間町下市277番地1先の天神橋から176m
		右岸 637	由布市挾間町鬼崎の天神橋から637m

#### (2) 重要水防箇所（県管理区間）

記号	河川名	延長 (m)	位置
A-1	大分川	左岸 700	左岸：由布市挾間町挾間の天神橋から挾間の黒川合流点まで
		右岸 1,000	右岸：由布市挾間町鬼崎から鬼崎の山王川合流点まで
A-4	大分川	両岸 4,700	由布市湯布院町川北の福万川合流点から川上の沈橋まで
A-4	旧大分川	両岸 100	由布市湯布院町川上の大分川合流点から上流100mの区間
A-3	平川	両岸 200	由布市湯布院町川西の桑屋橋から川西の大分川合流点まで
A-3	小槐木川	両岸 150	由布市湯布院町川西の個人橋から川西の平川合流点まで
A-4	宮川	左岸 1,000	由布市湯布院町川上のJR久大線鉄橋から川北の大分川合流点まで
		右岸 1,300	
A-19	大分川	左岸 550	左岸：由布市庄内町東長宝の小野屋大橋下流200mから西長宝の新竜橋上流50mまで
		右岸 400	右岸：由布市庄内町大龍の小野屋大橋から大龍の新竜橋上流100mまで

### 3-3 重要水防区域

記号	河川名	延長 (m)	位置
B-4	大分川	両岸 4,700	由布市湯布院町川北から川上まで
	大分川	右岸 500	由布市挾間町鬼崎の同尻橋
B-5	平川	両岸 300	由布市湯布院町川西
	小槐木川	両岸 150	由布市湯布院町川西
	宮川	両岸 1,300	由布市湯布院町川北
B-10	大分川	左岸 550	左岸：由布市庄内町東長宝の小野屋大橋下流200mから西長宝の新竜橋上流50mまで
		右岸 400	右岸：由布市庄内町大龍の小野屋大橋から大龍の新竜橋上流100mまで

### 3-4 水防区域

記号	河川名	延長 (m)	位置
C-4	花合野川	両岸 650	由布市湯布院町湯平
C-12	黒川	両岸 350	由布市挾間町挾間

## 第4章 予報及び警報

### 4-1 気象庁が行う予報及び警報

#### (1) 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

大分気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を大分河川国道事務所長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水・注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、・災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

**警報・注意報・記録的短時間大雨情報発表基準**

発表官署 大分地方気象台

由布市	府県予報区	大分県		
	一次細分区域	中部		
警 報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数	1 6	
		土壌雨量指数基準	1 2 9	
	洪水	地域雨量指数基準	芹川流域=26.4 小挾間川流域=15.7 阿蘇野川流域=16.9 白滝川流域=8.8 由布川流域=15.7 大分川流域=49.5 小槐木川流域=6.2 平川流域=4.6	
		複合基準 * 1	白滝川流域=( 8 7.9)	
		指定河川洪水予報による基準	大分川 [同尻]	
	暴風	平均風速	2 0 m / s	
	暴風雪	平均風速	2 0 m / s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	2 4 時間降雪の深さ 2 0 cm
山地			2 4 時間降雪の深さ 3 0 cm	
注 意 報	大雨	表面雨量指数	1 1	
		土壌雨量指数基準	8 3	
	洪水	地域雨量指数基準	芹川流域=21.1 小挾間川流域=12.5 阿蘇野川流域=13.5 白滝川流域=7 由布川流域=12.5 大分川流域=34.7 小槐木川流域=4.3 平川流域=3.2	
		複合基準 * 1	白滝川流域=( 5 7)	
		指定河川洪水予報による基準	大分川 [同尻]	
	強風	平均風速	1 2 m / s	
	風雪	平均風速	1 2 m / s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	2 4 時間降雪の深さ 5 cm
			山地	2 4 時間降雪の深さ 1 0 cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	1 0 0 m	
	乾燥	最小湿度 4 5 % で、実効湿度 6 5 %		
	なだれ	積雪の深さ 1 0 0 cm 以上で、次のいずれか		
		1 気温 3 ℃ 以上の好天		
		2 低気圧等による降雨		
低温	3 降雪の深さ 3 0 cm 以上			
	夏期： 平年より平均気温が 3 ℃ 以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くこと 冬期： 沿岸部で最低気温 - 4 ℃ 以下、内陸部で最低気温 - 8 ℃ 以下			
霜	1 1 月 2 0 日までの早霜 3 月 2 0 日以降の晩霜 最低気温 3 ℃ 以下			
着水・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温 - 2 ℃ ~ 2 ℃、湿度 9 0 % 以上			
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	1 1 0 mm		

\* 1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表している。

(大雨警報・洪水警報等を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

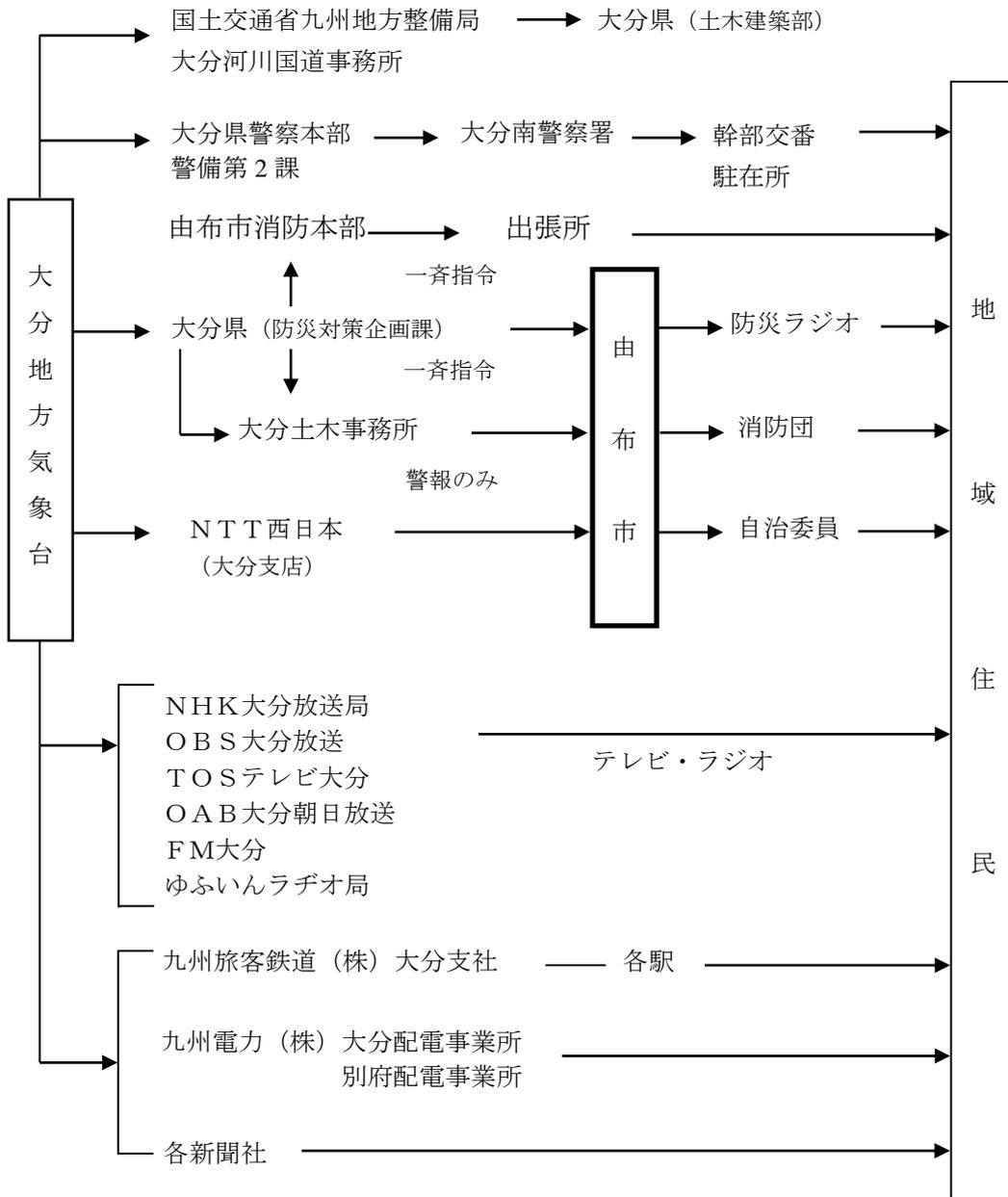
種 類	内 容
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生の危険の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流域の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して数値化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時10分毎に更新）。

(大雨特別警報発表基準)

台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。

(2) 警報等の伝達経路及び手段

洪水等の場合



## 4-2 洪水予報河川における洪水予報

### (1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、水位がさらに上昇することが予想される時
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、避難判断水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想される時又は一定時間後に氾濫危険水位に到達することが予想される時
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれがある時
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生した時

### (2) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

#### ①洪水予報を行う河川名、区域

河川名	延長 (m)	位置
大分川	左岸 176	由布市挾間町下市277番地1先の天神橋から176m
	右岸 637	由布市挾間町鬼崎の天神橋から637m

#### ②基準観測所における水位等

河川名	観測位置		水防団待機 水位 (通報水位)	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (危険水位)	観測者
	観測所名	地先名					
大分川	同尻	挾間町 鬼崎	3.20m	3.80m	4.40m	4.80m	国土交通省

## 大分川 氾濫警戒情報

大分川洪水予報第〇号  
 洪水警報(発表)  
 令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分  
 大分河川国道事務所 大分地方気象台 共同発表

(見出し)

大分川では、避難判断水位(レベル3)到達 氾濫危険水位(レベル4)に達する見込み

(主文)

大分川の同尻水位観測所では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「避難判断水位(レベル3)」に到達しました。今後、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位(レベル4)」に到達する見込みです。大分市、由布市では、大分川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

大分川の府内大橋水位観測所では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「避難判断水位(レベル3)」に到達しました。今後、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位(レベル4)」に到達する見込みです。大分市では、大分川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(雨量)

所により1時間に〇〇ミリの雨が降っています。  
 今後この雨は降り続く見込みです。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
大分川上流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ
流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
大分川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

大分川の水位観測所における水位は次の通り見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
同尻 水位観測所 (由布市)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇.〇〇-	[Progress bar]			
	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇.〇〇-	[Progress bar]			
	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇.〇〇-	[Progress bar]			
	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇.〇〇-	[Progress bar]			
府内大橋 水位観測所 (大分市)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇.〇〇-	[Progress bar]			
	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇.〇〇-	[Progress bar]			
	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇.〇〇-	[Progress bar]			
	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇.〇〇-	[Progress bar]			

水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
 レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

【参考資料】

(単位:水位(m))

観測所名	同尻 水位観測所	府内大橋 水位観測所	
	由布市	大分市	
レベル4 氾濫危険水位※	4.80	7.00	
レベル3 避難判断水位※	4.40	6.00	
レベル2 氾濫注意水位	3.80	3.90	
レベル1 水防団待機水位	3.20	3.30	
受け持ち区間	大分川 左岸 由布市挾間町下市 (国管理区間上流端:天神橋)から大分市畑中 (七瀬川合流点) 右岸 由布市挾間町鬼崎 (国管理区間上流端:天神橋)から大分市光吉 (七瀬川合流点)	大分川 左岸 大分市畑中(七瀬川合流点)から大分市豊海 (海) 右岸 大分市光吉(七瀬川合流点)から大分市西ノ州 (海)	
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	大分県大分市南大分校区、 大分県大分市城南校区、 大分県大分市賀来北地区、 大分県大分市賀来南地区、 大分県大分市賀来地区、 大分県大分市国分地区、 大分県大分市小野鶴地区、 大分県大分市横瀬地区、 大分県大分市平瀬地区、 大分県大分市鬼崎地区、 大分県大分市宗方地区、 大分県由布市挾間町	大分県大分市南大分校区、 大分県大分市碩田校区、 大分県大分市舞鶴校区、 大分県大分市津留校区、 大分県大分市上野ヶ丘校区、 大分県大分市滝尾校区、 大分県大分市光吉地区	

※避難判断水位、氾濫危険水位:水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	<a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a> <a href="http://www.ima.go.jp/">http://www.ima.go.jp/</a>	<a href="http://i.river.go.jp">http://i.river.go.jp</a>

問い合わせ先

水位関係:国土交通省 九州地方整備局大分河川国道事務所調査第一課 企画係  
気象関係:気象庁 大分地方気象台

電話:097-544-4167 (内線)354  
電話:097-532-2247

### 4-3 水位周知河川における水位到達情報

#### (1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

なお、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が、避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

#### (2) 大分県が行う水位到達情報の通知

##### ①水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	延長 (m)	位置
旧大分川	両岸 100	由布市湯布院町川上の大分川合流点から上流100mの区間
大分川	両岸 4,700	由布市湯布院町川北の福万川合流点から川上の沈橋まで
宮川	左岸 1,000 右岸 1,300	由布市湯布院町川上のJR久大線鉄橋から川北の大分川合流点まで
平川	両岸 200	由布市湯布院町川西の桑屋橋から川西の大分川合流点まで
小槐木川	両岸 150	由布市湯布院町川西の個人橋から川西の平川合流点まで
大分川	左岸 550 右岸 400	左岸：由布市庄内町東長宝の小野屋大橋下流200mから西長宝の新竜橋上流50mまで 右岸：由布市庄内町大龍の小野屋大橋から大龍の新竜橋上流100mまで
大分川	左岸 700 右岸 1,000	左岸：由布市挾間町挾間の天神橋から挾間の黒川合流点まで 右岸：由布市挾間町鬼崎から鬼崎の山王川合流点まで

##### ②基準観測所における水位等

河川名	観測位置		水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	観測者
	観測所名	地先名					
大分川	御幸橋	湯布院町川南	0.5m	0.9m	1.40m	1.60m	大分県
宮川	宮川橋	湯布院町川北	1.50m	1.80m	2.20m	2.70m	大分県
大分川・平川	大分川・平川	湯布院町川西	1.80m	3.30m	4.00m	4.80m	大分県
大分川	碩南大橋	庄内町小野屋	3.10m	4.50m	4.70m	5.40m	大分県

平成 年 月 日

送信元		送信先	
-----	--	-----	--

## 〇〇川 避難判断水位情報【第1号】

(様式-7)

(観測所名：△〇橋)

平成 年 月 日 時 分 発表	〇〇土木事務所 TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
<p>△〇川 の水位は、 日 時 分 には</p> <p>〇〇市〇〇町 〇〇橋 水位観測所で、新基準に基づく</p> <p>避難準備・高齢者等避難開始の発令の目安となる 避難判断水位 _____ m に達し、</p> <p>〔 イ. 尚、上昇しています。 ロ. 1 時間に _____ cm の割合で上昇しています。 〕</p> <p>厳重な警戒をして下さい。 ※なお、避難勧告等の発令の目安は「氾濫危険水位」です。 (「避難判断水位」は避難・高齢者等避難開始の 発令の目安となりました)</p> <p>※市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動を とって下さい。</p> <p>(水防回待機水位： _____ m) (氾濫注意水位： _____ m) (避難判断水位： _____ m) (氾濫危険水位： _____ m)</p>	

※送信された方は、必ず送信確認の電話をお願いします。

発 信			受 信			確 認		
機 関 名	氏 名	時 刻	機 関 名	氏 名	時 刻	発信者氏名	受信者氏名	時 刻

平成 年 月 日

送信元		送信先	
-----	--	-----	--

## 〇〇川避難判断水位情報【第2号】

(様式-8)

(観測所名：△〇橋)

平成 年 月 日 時 分 発表	〇〇土木事務所 TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
<p>△〇川 の水位は、 日 時 分 には</p> <p>〇〇市〇〇町 〇〇橋 水位観測所で、新基準に基づく</p> <p>避難準備・高齢者等避難開始の発令の目安となる 避難判断水位 _____ m を</p> <p>下回りましたが、 今後も引き続き注意して下さい。</p> <p>(水防回待機水位： _____ m) (氾濫注意水位： _____ m) (避難判断水位： _____ m) (氾濫危険水位： _____ m)</p>	

※送信された方は、必ず送信確認の電話をお願いします。

発 信			受 信			確 認		
機 関 名	氏 名	時 刻	機 関 名	氏 名	時 刻	発信者氏名	受信者氏名	時 刻
〇〇土木事務所								

送信元		送信先	
-----	--	-----	--

## 〇〇川氾濫危険水位情報【第1号】

(様式-9)

(観測所名：△〇橋)

平成 年 月 日 時 分 発表	〇〇土木事務所 TEL 0000-00-0000
<p>△〇川の水位は、 日 時 分 には 〇〇市〇〇町 〇〇橋 水位観測所で、新基準に基づく 避難勧告等の発令の目安となる 氾濫危険水位 _____ m に達し、</p> <p style="text-align: center;">〔 イ. 尚、上昇しています。 ロ. 1時間に _____ cmの割合で上昇しています。 〕</p> <p>厳重な警戒をして下さい。 ※なお、避難勧告等の発令の目安は「氾濫危険水位」です。 ※市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。</p> <p>(水防回待機水位： _____ m) (氾濫注意水位： _____ m) (避難判断水位： _____ m) (氾濫危険水位： _____ m)</p>	

※送信された方は、必ず送信確認の電話をお願いします。

発信			受信			確認		
機関名	氏名	時刻	機関名	氏名	時刻	発信者氏名	受信者氏名	時刻

送信元		送信先	
-----	--	-----	--

## 〇〇川氾濫危険水位情報【第2号】

(様式-10)

(観測所名：△〇橋)

平成 年 月 日 時 分 発表	〇〇土木事務所 TEL 0000-00-0000
<p>△〇川の水位は、 日 時 分 には 〇〇市〇〇町 〇〇橋 水位観測所で、新基準に基づく 避難勧告等の目安となる 氾濫危険水位 _____ m を下回りましたが、 今後も引き続き注意して下さい。</p> <p>(水防回待機水位： _____ m) (氾濫注意水位： _____ m) (避難判断水位： _____ m) (氾濫危険水位： _____ m)</p>	

※送信された方は、必ず送信確認の電話をお願いします。

発信			受信			確認		
機関名	氏名	時刻	機関名	氏名	時刻	発信者氏名	受信者氏名	時刻

#### 4-4 水防警報

##### (1) 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

##### (2) 種類及び発令基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種 類	内 容	発 令 基 準
第1段階 待機	<ul style="list-style-type: none"><li>・水防団員の足留めを警告するもので、状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの</li><li>・出動時間が長引くような場合に、水防活動をやめることはできないが、出動人員を減らしても差し支えない旨を警告するもの</li></ul>	大分地方気象台の雨等に関する通報とその時の状況により判断して発表する
第2段階 準備	<ul style="list-style-type: none"><li>・水防資器材の整備点検、水門等の開閉準備、堤防の巡視及び直ちに活動できるように準備をする旨を警告するもの</li></ul>	水位観測所が水防団待機水位に達してから水位上昇し、水防の必要があると判断されるとき
第3段階 出動	<ul style="list-style-type: none"><li>・水防団員が出動する必要がある旨を警告するもの</li></ul>	氾濫注意水位（警戒水位）に達し、以後水位上昇し破堤の公算大のとき
第4段階 解除	<ul style="list-style-type: none"><li>・水防活動を必要とする出水状況が解消した旨を通知するとともに、一連の水防警報を終了する旨を通告するもの</li></ul>	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がり、再び増水するおそれがないと判断されるとき

平成 年 月 日

送信元		送信先	
-----	--	-----	--

## 水 防 警 報

（観測所名： 橋）

（様式-1）

水防警報第 号	種 別 準 備	河 川 名
平成 年 月 日 時 分 発表		
<p>_____の水位は、____日_____時_____分には</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px 0;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>水防回待機水位</p> <p>イ. に達しましたので</p> <p>ロ. を越え今後氾濫注意水位に達すると思われるので</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">}</div> </div> <p>_____待機_____して下さい。</p> <p style="font-size: small;">（水防回待機水位： m）（氾濫注意水位： m）（避難判断水位： m）（氾濫危険水位： m）</p>		

※送信された方は、必ず送信確認の電話をお願いします。

発 信			受 信			確 認		
機 関 名	氏 名	時 刻	機 関 名	氏 名	時 刻	発信者側氏名	受信者側氏名	時 刻

平成 年 月 日

送信元		送信先	
-----	--	-----	--

## 水 防 警 報

（観測所名： 橋）

（様式-2）

水防警報第 号	種 別 準 備	河 川 名
平成 年 月 日 時 分 発表		
<p>_____の水位は、____日_____時_____分には</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px 0;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>水防回待機水位に達し、</p> <p>イ. 氾濫注意水位を突破すると思われるので</p> <p>ロ. 1時間に cmの割合で上昇していますので</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">}</div> </div> <p>今後の状況により、いつでも出動できるように _____準備_____して下さい。</p> <p style="font-size: small;">（水防回待機水位： m）（氾濫注意水位： m）（避難判断水位： m）（氾濫危険水位： m）</p>		

※送信された方は、必ず送信確認の電話をお願いします。

発 信			受 信			確 認		
機 関 名	氏 名	時 刻	機 関 名	氏 名	時 刻	発信者側氏名	受信者側氏名	時 刻

平成 年 月 日

送信元		送信先	
-----	--	-----	--

## 水 防 警 報

(観測所名： 橋)

(様式-3)

水防警報第 号	種 別	河 川 名
	出 動	
平成 年 月 日 時 分 発表		
<p>_____の水位は、___日_____時_____分には</p> <p>氾濫注意水位に達し、</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">}</div> <div> <p>イ. 尚、上昇していますので</p> <p>ロ. 1時間に _____cmの割合で上昇していますので</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"><u>出 動</u> して厳重に警戒して下さい。</p> <p style="font-size: small;">(水防団待機水位： _____m) (氾濫注意水位： _____m) (避難判断水位： _____m) (氾濫危険水位： _____m)</p>		

※送信された方は、必ず送信確認の電話をお願いします。

発 信			受 信			確 認		
機 関 名	氏 名	時 刻	機 関 名	氏 名	時 刻	発信者側氏名	受信者側氏名	時 刻

平成 年 月 日

送信元		送信先	
-----	--	-----	--

## 水 防 警 報

(観測所名： 橋)

(様式-4)

水防警報第 号	種 別	河 川 名
	準 備	
平成 年 月 日 時 分 発表		
<p>_____の水位は、___日_____時_____分には</p> <p>氾濫注意水位を下り減水していますが、再び水位が上昇すること考えられるので、</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"><u>待 機</u> して引き続き注意して下さい。</p> <p style="font-size: small;">(水防団待機水位： _____m) (氾濫注意水位： _____m) (避難判断水位： _____m) (氾濫危険水位： _____m)</p>		

※送信された方は、必ず送信確認の電話をお願いします。

発 信			受 信			確 認		
機 関 名	氏 名	時 刻	機 関 名	氏 名	時 刻	発信者側氏名	受信者側氏名	時 刻

平成 年 月 日

送信元		送信先	
-----	--	-----	--

## 水 防 警 報

(観測所名： 橋)

(様式-5)

水防警報第 号	種 別 解 除	河 川 名
平成 年 月 日 時 分 発表		
<p>_____の水位は、___日 _____時 _____分に _____ m を                  最高として減水を始め、___日の _____時 ___分 現在では                  _____ m で氾濫注意水位以下に下がり、再び水位の上昇はないと思われまので、                  水防警報を                  _____解除_____します。</p> <p>(水防団待機水位： m) (氾濫注意水位： m) (避難判断水位： m) (氾濫危険水位： m)</p>		

※送信された方は、必ず送信確認の電話をお願いします。

発 信			受 信			確 認		
機 関 名	氏 名	時 刻	機 関 名	氏 名	時 刻	発信者側氏名	受信者側氏名	時 刻

平成 年 月 日

送信元		送信先	
-----	--	-----	--

## 水 防 警 報

(観測所名： 橋)

(様式-6)

水防警報第 号	種 別 出 動	河 川 名
平成 年 月 日 時 分 発表		
<p>_____水系 _____川 _____付近で、</p> <p>流木が、 _____イ、確認されましたので、                  _____口、流出すると推測され、</p> <p>今後の増水によっては、下流に危険を及ぼす恐れがあります。                  また、他の地点でも流木の発生する可能性もありますので、十分注意して下さい。</p> <p>(水防団待機水位： m) (氾濫注意水位： m)</p>		

※送信された方は、必ず送信確認の電話をお願いします。

発 信			受 信			確 認		
機 関 名	氏 名	時 刻	機 関 名	氏 名	時 刻	発信者側氏名	受信者側氏名	時 刻

## 第5章 気象予報等の情報収集

気象情報の収集にあたっては、以下のウェブサイトにより気象予測、河川水位、雨量情報をはじめ、気象庁、国土交通省、大分県が公開するリアルタイムデータを活用する。

### (1) 気象情報

気象庁

- ・気象警報・注意報

<https://www.jma.go.jp/jp/warn/>

- ・アメダス

<https://www.jma.go.jp/jp/amedas/>

- ・レーダー・ナウキャスト（降水・雷・竜巻）

<https://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>

- ・高解像度降水ナウキャスト

<https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/>

- ・洪水警報の危険度分布図

<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html>

- ・大雨警報（浸水害）の危険度分布

<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html>

### (2) 雨量・河川水位

国土交通省

- ・川の防災情報

【PC版】 <http://www.river.go.jp/>

【スマートフォン版】 <http://river.go.jp/s/>

【携帯版】 <http://i.river.go.jp/>

大分県

- ・雨量・水位観測情報

<http://river.pref.oita.jp/>

## 第6章 水防活動

### 6-1 水防配備

#### (1) 市の配備体制

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水、内水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。

配備区分	配備の時期	体制	配備人員
第1配備	水防に関する警報・注意報等が発せられたが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはまだかなり時間的余裕があると認められるとき	情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに第2配備の招集その他の活動ができる体制	数名の職員が対応
第2配備	1. 水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき 2. 水防本部長が必要と認めて指令したとき	水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動(災害の応急対策)が遅滞なく遂行できる体制	各班の所属職員の約半数を動員
第3配備	1. 激甚な災害が予想されるとき又は危険性が大で第2配備で処理できがたいと認められるとき 2. 水防本部長が必要と認めて指令したとき	完全な水防体制	所属職員の全員及び応援を求められた部局の職員を動員

#### (2) 消防機関の配備体制

消防署所の配置及び消防団の管轄区域については、次のとおりである。

消防本部 (常備)	消防団 (非常備)			
	方面隊	分団	部	所管区域
消防署	挾間方面隊	第1分団	第1部	中村、柏野
			第2部	上市、鶴田
			第3部	下市、雇用促進住宅
			第4部	北方、喜多里、宮田、サニータウン挾間
			第5部	鬼瀬、池の上
			第6部	時松、茅場
			第20部	鬼崎、豊友館
		第2分団	第21部	向原
			第7部	谷中村、小野、阿鉢
			第8部	篠原
			第9部	谷東部、山田、東ノ山、中恵、酒野、生田原
		第3分団	第10部	上筒口、下筒口
			第11部	田ノ小野、同尻
			第12部	三船
			第13部	古野、古野郷、医大ヶ丘1丁目、医大ヶ丘2丁目、医大ヶ丘3丁目、サントピア古野
			第14部	赤野、海老毛、丸田、東行
		第4分団	第15部	朴木上、朴木下
			第16部	高崎
			第17部	来鉢東部、来鉢中部、来鉢西部
第18部	南田代、北田代、詰			
第19部	山口、七蔵司、中台			

消防本部 (常備)	消防団 (非常備)					
	方面隊	分団	部	所管区域		
庄内出張所	庄内方面隊	第1分団	第1部	櫟木		
			第2部	蛇口、長宝団地、なごみの里		
			第3部	五福		
			第5部	小野屋		
			第6部	高津透内		
			第7部	久保		
		第2分団	第1部	瀬口、中尾		
			第2部	竹の中、宗寿寺、影戸		
			第3部	小挾間		
			第4部	柚の木		
		第3分団	第1部	龍原		
			第2部	五ヶ瀬、ドリームタウン五ヶ瀬		
			第3部	大龍東部1区、大龍東部2区		
			第4部	大龍西部		
		第4分団	第1部	畑田、猪野竹の下、みどり団地		
			第2部	長野、葛原		
			第3部	橋爪、甲斐田		
			第4部	佐平治、宇南水足、小松台		
		第5分団	第1部	雲取		
			第2部	東家、小原、深谷		
			第3部	平石		
			第4部	下武宮、中武宮、上武宮、箕草		
		第6分団	第1部	柿原1区、柿原2区		
			第2部	野畑3区、野畑4区		
			第3部	淵5区		
			第4部	淵6区		
			第5部	淵7区		
		第7分団	第1部	直野内山		
			第2部	上重、井手下、原中		
			第3部	日ヶ暮、永十、伊小野		
			第4部	高津原、栢の木、中村		
		湯布院出張所	湯布院方面隊	第1分団	第1部	津江、岳本、湯の坪、中島
					第2部	塚原
				第2分団	第1部	乙丸1、乙丸2、乙丸3、新町1、新町2
					第2部	佐土原、並柳、若杉
第3分団	第1部			東石松1、東石松2、東石松3、西石松、山崎、平		
	第2部			荒木		
	第3部			石武、光永		
第4分団	第1部			中依、下依		
	第2部			前徳野、内徳野、槐木、畑倉、奥江、上津々良		
	第3部			下津々良、鮎川		
第5分団	第1部			湯平1、湯平2、湯平3		
	第2部			畑、小平		
	第3部			幸野、水地		

## 6-2 巡視及び警戒

### (1) 平常時

水防管理者、消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第8章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

この際、消防機関が立会又は共同で行うことが望ましい。

### (2) 出水時（洪水）

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、第3章に定める重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは、自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、大分土木事務所長及び河川等の管理者に連絡し、大分土木事務所長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、6-6に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

## 6-3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、次ページの水防工法一覧表のとおりである。

その際、水防作業の従事者は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、従事者が自身の危険性が高いと判断したときには避難を優先する。

水防工法一覧表

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材	
水があふれる（越水）	積み土のう工	堤防の上端（天端）に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒	
	せき板工	堤防の上端（天端）にくいを打ちせき版をたてる	都市周辺河川（土のうの入手困難）	鋼製支柱、軽量鋼板	
	蛇かご積み工	堤防の上端（天端）に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	
	水マット工（連結水のう工）	堤防の上端（天端）にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川（土のう、板など入手困難）	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面（裏のり面）をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵	
	裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面（裏のり面）を防水シートで被覆する	都市周辺河川（むしろ、竹の入手困難）	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう	
漏水	住民側（川裏） 対策	釜段工（釜築き、釜止め）	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川（土砂、土のうの入手困難）	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工（簡易釜段工）	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川（土砂、土のうの入手困難）	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	居住側堤防斜面（裏のり）部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先にかかるときにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川（土砂、土のうの入手困難）	既製水のう、くい土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地に底抜きたる又はおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	居住側堤防斜面（裏のり）、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川（漏水量の少ない箇所）	防水シート、丸太、竹
漏水	川側（川表） 対策	詰め土のう工	川側堤防斜面（川表のり面）の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川（構造物のあるところ、水深の浅い部分）	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川側（川表）の漏水面にむしろを張る	一般河川（水深の浅い所）	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側（川表）の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川（漏水面の広い所）	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川側（川表）の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川（むしろが入手困難）	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側（川表）の漏水面にたたみを張る	一般河川（水深の浅いところ）	土俵の代わりに土のう

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材	
深掘れ (洗掘)	むしろ張り工、 継ぎむしろ張り 工、シート張り 工、たたみ張り 工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩 流河川	漏水防止と同じ	
	木流し工（竹流 し工）	樹木（竹）に重り土のうを つけて流し、局部を被覆す る	急流河川	立木、土のう、ロー プ、鉄線、くい	
	立てかご工	川側堤防斜面（表のり面） に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め 石、くい、鉄線	
	捨て土のう工 捨て石工	川側堤防斜面（表のり面） 決壊箇所に土のう又は大き な石を投入する	急流河川	土のう、石異形コン クリートブロック	
	竹網流し工	竹を格子形に結束し土のう をつけて、堤防斜面（のり 面）を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、 土のう	
決壊	わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わ く、鳥脚などの合掌木を投 入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄 線、蛇かご	
	築きまわし工	堤防の川側（表）が決壊し たとき、断面の不足を居住 側堤防斜面（裏のり）で補 うため杭を打ち中詰の土の うを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土 のう、くぎ	
	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よし でびょうぶを作り堤防斜面 （のり面）を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、 わら、かや、土のう	
き裂	上端（天端）	折り返し工	上端（天端）のき裂をはさ んで両肩付近に竹をさし折 り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりに くいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	上端（天端） く居住側堤防斜面（裏のり）	控え取り工	き裂が上端（天端）から居 住側堤防斜面（裏のり）に かけて生じるもので折り返 し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、 ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端（天端）から居 住側堤防斜面（裏のり）に かけて生じるもので控え取 り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土 のう
	ネット張りき裂 防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わ りに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、 土のう	

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材	
居住側堤防斜面（裏のり） 崩壊	き裂	五徳縫い工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工（くい打ち）	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂が浅いとき、堤防斜面（のり面）がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり）先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住側堤防斜面（裏のり面）にひし形状にくいを打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	居住側堤防斜面（裏のり面）に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面（裏のり面）に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくい打ちさくを作り中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
	その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
水防対策車		現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車	

#### 6-4 警戒区域の設定

水防上緊急の心要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

#### 6-5 避難のための立ち退き

- (1) 洪水等の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、大分南警察署長にその旨を通知するものとする。
- (2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を大分土木事務所長に速やかに報告するものとする。
- (3) 水防管理者は、大分南警察署長と協議の上、あらかじめ立ち退き計画を作成し、立ち退き先、経路等に必要な処置を講じておくものとする。
- (4) 水防管理者が行う避難勧告等の発令判断については、「由布市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を基準とする。

#### 6-6 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

##### (1) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には、市長に避難勧告等の発令に資する事象とし情報提供するものとする。

##### (2) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者及び消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

#### 6-7 水防配備の解除

##### (1) 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、大分土木事務所長を通じ県水防本部に報告するものとする。

##### (2) 消防機関の非常配備の解除

消防機関の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防本部

長、消防長又は水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防職員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

## 第7章 水防信号、水防標識等

### 7-1 水防信号

法第20条第1項の規定による水防信号は、次のとおりである。

第1信号 氾濫注意水位に達したことを知らせるとき

第2信号 消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるとき

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるとき

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退きを知らせるとき

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。

(大分県水防信号規定)

	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第2信号	○○ー○○○○ー ○○○○ー○○	約5秒 約6秒 約5秒 ○ー 休止 ○ー
第3信号	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第4信号	乱打	約1分 約5秒 約1分 ○ー 休止 ○ー

(備考) 1 信号は適宜の時間継続すること。

2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。

3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知される。

### 7-2 水防標識

法第18条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。



### 7-3 身分証票

消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

<p style="text-align: center;">第 号 (表)</p> <p style="text-align: center;">身分証票</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>職名</p> <p style="text-align: center;">上記の者は、水防法第49条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">由布市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>	<p style="text-align: right;">(裏)</p> <p>(1) 本証は水防法第49条第2項による立入証である。</p> <p>(2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。</p> <p>(3) 記名以外の者の使用を禁ずる。</p> <p>(4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。</p>
---	---

## 第8章 水防用備蓄資材

備蓄している水防用資材は、下記一覧表のとおりである。

水防管理者は、資材が使用または損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

また、非常時の水防資材、作業員その他の輸送を確保するため、市内の重要水防区域におけるあらゆる状況を推定して、輸送経路や輸送車の配備を計画しておくものとする。

水防用備蓄資材一覧表

(令和元年12月1日現在)

水防倉庫名	土嚢袋 (袋)	ロープ(20m) (巻)	スコップ (本)	木槌 (本)	ツルハシ (本)	ノコギリ (本)	鎌 (本)	照明器具 (個)	救命胴衣 (着)
No. 1	2,200	6巻	5	4	2	1	2	6	15
No. 2	2,000	6巻	5	4	2	2	2	6	15
No. 3	2,600	6巻	5	4	2	1	2	6	15
計	6,800	18巻	15	12	6	4	6	18	45

※水防倉庫名のNo.1は「由布市役所湯布院庁舎」、No.2は「由布市役所本庁舎」、No.3は「由布市役所挾間庁舎」

## 第9章 避難

### 9-1 避難指示等

水防管理者は、土砂災害、洪水により著しい危険が切迫していると認めるときは、法第29条に基づき、居住者に対して避難を指示する。

#### (1) 避難勧告等の客観的な発令基準

警戒レベル	行動を促す情報		住民がとるべき行動
1	警報級の可能性	・警報級の現象が5日先までに予想されているとき、その可能性[高]、[中]の2段階の確度を付して大分地方気象台が発表	災害への心構えを高める
2	注意報（大雨・洪水）	・洪水、大雨によって、災害の起こるおそれがある場合に大分地方気象台が発表	避難に備え自らの避難行動を確認する
3	避難準備・高齢者等避難開始	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、避難準備を開始
4	避難勧告	・通常の避難行動ができる者が、避難を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、避難場所への避難行動を開始
	避難指示（緊急）	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	避難勧告発令中で避難中の住民は、確実に避難行動を完了する いまだ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動
5	災害発生情報	・河川氾濫、土砂災害により、人的被害が発生する危険性の高い災害が発生した場合（災害の発生を把握できた場合）	近隣または屋内の安全な場所に緊急に避難する等、命を守るための最善と考えられる安全を確保するための行動

#### (2) 水害における避難勧告等の判断基準

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

	発令時の状況	備考
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等 避難開始	避難判断水位（レベル3）に到達し、または到達すると予想され、引き続き水位が上昇すると見込まれるとき。	宮川水系については、宮川からの漏水等の破堤につながる被災等を確認した場合を除き、1時間後には氾濫危険水位（レベル4）に到達すると予想され、引き続き水位が上昇すると見込まれるとき。
【警戒レベル4】 避難勧告	・はん濫危険水位（レベル4）に到達し、または到達すると予想され、引き続き水位が上昇すると見込まれるとき。 ・河川からの漏水等の破堤につながる被災等を確認したとき。	宮川水系については、宮川からの漏水等の破堤につながる被災等を確認した場合を除き、はん濫危険水位（レベル4）を越え水位が3mに到達し、引き続き水位が上昇すると見込まれるとき。
【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	・河川の堤防本体の亀裂や大規模漏水等を確認したとき。 ・内水はん濫20cmが確認され、引き続き上昇することが見込まれるとき。	
【警戒レベル5】 災害発生情報	・河川の堤防を越水しまたは、決壊し氾濫が発生したとき。 ・大雨特別警報が発表されたとき。	

### (3) 土砂災害における避難勧告等の判断基準

台風や集中豪雨等により、土砂災害発生の危険性が高まった場合、土砂災害警戒情報及び土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象等をもとに、土砂災害が発生するおそれのある箇所（降雨等により土砂災害発生の危険性が高まった箇所）を特定し、その箇所に係る避難単位に対して、的確に避難勧告等を発令する。

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

	発令時の状況	備考
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害危険度情報が警戒（2時間先までに警戒基準に到達すると予想）に達し、以後もさらに降雨が継続すると予想されるとき。</li> <li>近隣で前兆現象が発見されたとき。</li> </ul>	前兆現象 ①土石流 <ul style="list-style-type: none"> <li>流水の異常な濁り</li> </ul> ②がけ崩れ <ul style="list-style-type: none"> <li>湧水量の増加、表流水発生</li> </ul> ③地すべり <ul style="list-style-type: none"> <li>井戸水の濁り・枯渇・量の増加</li> </ul>
【警戒レベル4】 避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報が発令されたとき。</li> <li>土砂災害危険度情報が非常に危険（2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想）に達し、以後もさらに降雨が継続すると予想されるとき。</li> <li>近隣で前兆現象が発見されたとき。</li> </ul>	前兆現象 ①土石流 <ul style="list-style-type: none"> <li>溪流内で転石の音、流木発生</li> </ul> ②がけ崩れ <ul style="list-style-type: none"> <li>小石がパラパラ落下、新たな湧水</li> <li>湧水の濁り</li> </ul> ③地すべり <ul style="list-style-type: none"> <li>落石、小崩壊、斜面のはらみ</li> <li>根の切れる音、樹木の傾き</li> </ul>
【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害危険度情報が極めて危険（すでに土砂災害警戒情報の基準に到達）に達したとき。</li> <li>近隣で土砂災害が発生する恐れがあるとき。</li> <li>近隣で前兆現象が発見されたとき。</li> </ul>	前兆現象 ①土石流 <ul style="list-style-type: none"> <li>土臭いにおい、地鳴り、溪流の濁り</li> </ul> ②がけ崩れ <ul style="list-style-type: none"> <li>亀裂の発生、斜面のはらみ、地鳴り</li> </ul> ③地すべり <ul style="list-style-type: none"> <li>地鳴り、山鳴り、地面の振動</li> </ul>
【警戒レベル5】 災害発生情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な土砂災害が発生し、人的及び物的被害が甚大であるとき。</li> <li>大雨特別警報が発表されたとき。</li> </ul>	

### 9-2 避難の周知

避難の勧告・指示等は、防災ラジオ、緊急速報メール、市ホームページ、SNS、同報系防災行政無線等をもって周知する。

地域を限定して発令する避難勧告以上の避難情報は、上記に加え、対象自治委員へ電話により周知する。

## 第10章 協力及び応援

### 10-1 河川管理者の協力

河川管理者九州地方整備局長及び大分県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

＜河川管理者の協力が必要な事項＞

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5) 水防管理団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を提供するための職員の派遣
- (6) 水防活動の記録及び広報

### 10-2 市町村間の応援及び相互協定

災害により独自では十分な応急措置が実施できない場合に、市長は、他市町村との災害時相互応援に関する協定に基づき応援を求めるものとする。

また、応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

### 10-3 自衛隊の派遣要請

市長は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想される時は、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求にあたっては次の事項を明らかにするものとする。

- ①災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ②派遣を希望する期間
- ③派遣を希望する区域及び活動内容
- ④派遣部隊が展開できる場所
- ⑤派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、市長が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

#### 10-4 国（河川国道事務所、地方气象台）との連携

##### (1) 水防連絡会

市は、県や国土交通省が開催する水防連絡会等に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

##### (2) ホットライン

市は、河川の水位状況については、国土交通省大分河川国道事務所とのホットラインにより、また気象状況については、地方气象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

#### 10-5 災害時応援協定等事業所及び団体等との連携

市は、応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害時応援協定等事業所及び団体等に必要事項を明らかにして、協力を要請するものとする。

#### 10-6 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施にあたっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

## 第11章 費用負担と公用負担

### 11-1 費用負担

本市の水防に要する費用は、法第41条により本市が負担するものとする。

ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事に斡旋を申請するものとする。

(1) 法第23条の規定による応援のための費用

(2) 法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

### 11-2 公用負担

#### (1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

①必要な土地の一時使用

②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用

③車両その他の運搬用機器の使用

④工作物その他の障害物の処分

#### (2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長にあつては、そ

の身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証		
身 分		
氏 名		
上記のものに由布市における水防法第28条第1項の権限を委任したことを証明する。		
年	月	日
	水防管理者	氏 名
	事務取扱者	氏 名
		印
殿		

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担命令書		
第	号	
種類	員数	
使用	収用	処分
年	月	日
	水防管理者	氏 名
	事務取扱者	氏 名
		印
殿		

(4) 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

## 第12章 水防報告等

### 12-1 水防実施記録

水防作業員が出動したとき、水防管理者は、次の内容を「水防実施記録」に記録し、保管するものとする。

- ①水防を実施した台風又は豪雨名
- ②警戒出動及び解除の日時
- ③水防活動を実施した河川名及びその箇所
- ④水防活動を実施した消防団員等の出動人員
- ⑤水防作業の状況
- ⑥堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨応援の状況
- ⑩居住者出勤の状況
- ⑪警察関係の援助の状況
- ⑫立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑬水防功績者等及びその功績
- ⑭今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見
- ⑮その他必要な事項

### 12-2 水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を「水防実施状況報告書」（第1号様式）により、遅滞なく大分土木事務所長を経由して県水防本部長に報告するとともに、水防本部長は当該水防管理者からの報告について国（国土交通省大分河川国道事務所）に報告するものとする。

## 水防実施記録

NO.

水防を実施した台風又は豪雨名										
警戒出動	平成	年	月	日 ( )	午前・午後	時	分	発令		
解除命令	平成	年	月	日 ( )	午前・午後	時	分	発令		
水防活動を実施した河川名及びその箇所										
挾間地域										
庄内地域										
湯布院地域										
出動	消防団員	居住者					合計			
	人	人	人	人	人	人	人			
水防作業 の概況	工法					概況				
	箇所									
	延長									
堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果										
使用資機材の内訳	土のう袋				枚	所要経費	人件費	手当		円
	杭				本			その他		円
	ロープ・縄				m			計		円
	針金				kg		物件費	資材費		円
	ブルーシート				枚			機材費		円
								燃料費		円
								その他		円
								計		円
							合計		円	
他団体からの応援状況										
居住者出勤の状況										
警察関係の援助の状況										
立ち退きの状況及び指示理由										
水防功労者等及びその功績										
今後の水防について考慮を要する点及びその他水防管理団体の所見										
記録者職氏名		⑩								

水防実施状況報告書

(作成責任者)

㊟

管理団体名								指定非指定の別		
水防実施時の台風又は豪雨名								報告年月日	平成 年 月 日	
水防実施箇所								人件費	手当	
									その他	
日時	自	月	日	時	分			計		
出動人員	水防団員	消防団員	その他	計				物件費	資材費	
	人	人	人	人					器具費	
作業概況及び工法	工法								燃料費	
	ヶ所								雑費	
	m								計	
水防の効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	合計		
効果	m	ha	ha	戸	m	m	人	使用資材	吠・俵・麻袋	
被害	m	ha	ha	戸	m	m	人	葦		
								縄		
他の団体よりの応援状況、居住者出動状況、警察の援助状況								丸太		
								その他		
現場指揮官公吏氏名								立ち退きの状況及びそれを指示した理由、水防功労者の氏名・年齢・所属その他功績概要、堤防その他の施設等の異常の有無及び緊急工事を要するものが生じた時、その場所及び損傷状況		
現場指揮官公吏氏名								水防活動に関する自己批判		

## 第 1 3 章 水防訓練

市は、毎年出水期前に、消防機関の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。市民、各施設管理者及び自主防災組織等は、水防の責務を果たし水害による被害を軽減するため、協力・連携した水防訓練を実施し、水害発生に備えるものとする。

(水防訓練の内容)

実施責任者	訓練内容
由布市・水防関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象情報、河川水位情報の収集・伝達経路確認</li> <li>・ 被害情報、水防本部及び水防関係機関の水防活動の入手経路の確認</li> <li>・ 浸水実績等を考慮したパトロール区域の確認</li> <li>・ 要配慮者利用施設等に対する水位情報、避難情報等の伝達経路の確認</li> <li>・ 水防工法の実施方法の確認</li> <li>・ その他</li> </ul>
市民・各施設管理者、 自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の水害の危険性を再確認（低地・くぼ地等）</li> <li>・ 由布市、水防関係機関及び各施設管理者から発表される水害情報等の入手方法の確認・検討</li> <li>・ 家族等の安否確認の方法について</li> <li>・ その他</li> </ul>

## 第 1 4 章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

### 1 4 - 1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に関係する洪水浸水想定区域の指定状況は次のとおりである。

水系名	河川名	公表年月日	河川管理者
一級河川 大分川	大分川	平成 2 8 年 5 月 3 0 日	国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所
	大分川	令和 元年 5 月 2 8 日	大分県
	旧大分川	令和 元年 5 月 2 8 日	大分県
	宮川	令和 元年 5 月 2 8 日	大分県
	平川・小槐木川	令和 元年 5 月 2 8 日	大分県

### 1 4 - 2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

洪水予報河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、本市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

①洪水予報、水位到達情報の伝達方法

②避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項

③浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者）が利用する施設でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ロ 大規模な工場その他の施設（イに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

④その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

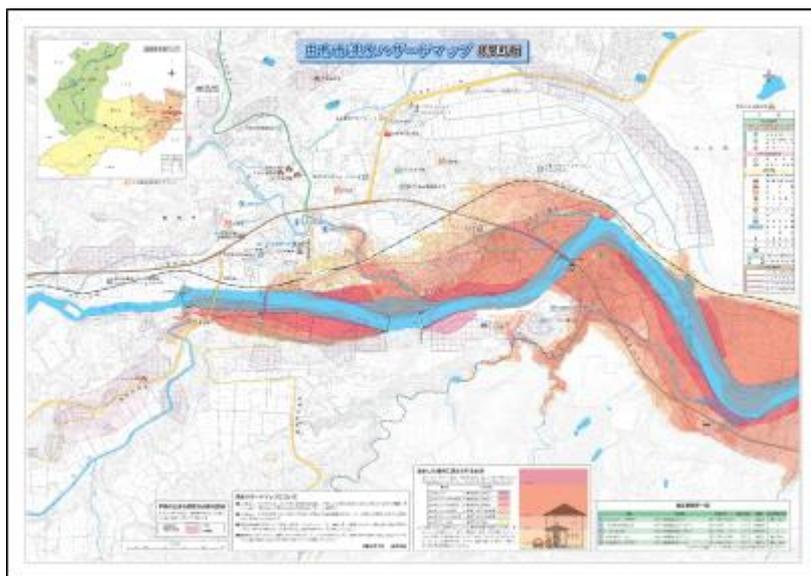
※浸水想定区域内の該当する要配慮者利用施設は、由布市地域防災計画 資料編「風予-3-5-2-2」《洪水浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧》参照

#### 1 4 - 3 洪水ハザードマップの有効活用

市は、洪水浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し対象地区の各世帯に配布している。また、洪水ハザードマップに記載した事項を市のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。

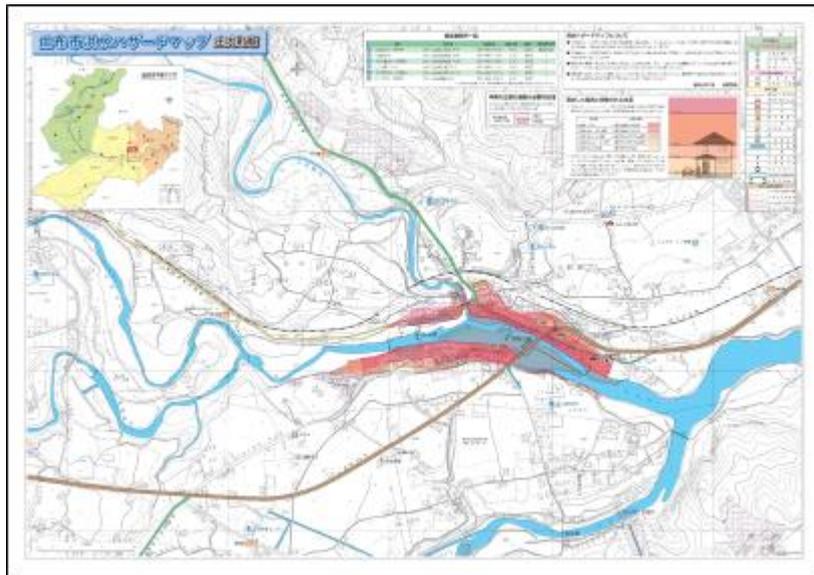
この洪水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

●由布市洪水ハザードマップ挾間町版（PDF）



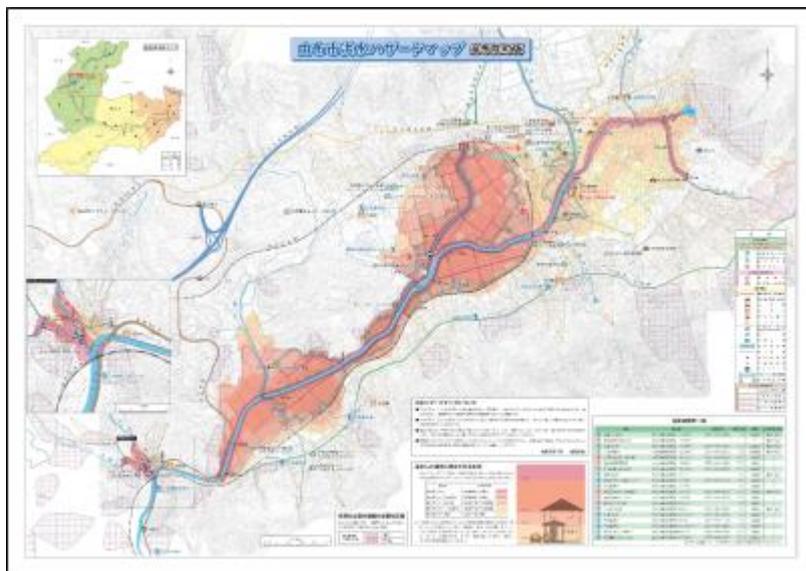
<http://www.city.yufu.oita.jp/wp-content/uploads/2019/07/kouzuihazardmap-hasama.pdf>

●由布市洪水ハザードマップ庄内町版（PDF）



<http://www.city.yufu.oita.jp/wp-content/uploads/2019/07/kouzuihazardmap-shounai.pdf>

●由布市洪水ハザードマップ湯布院町版（PDF）

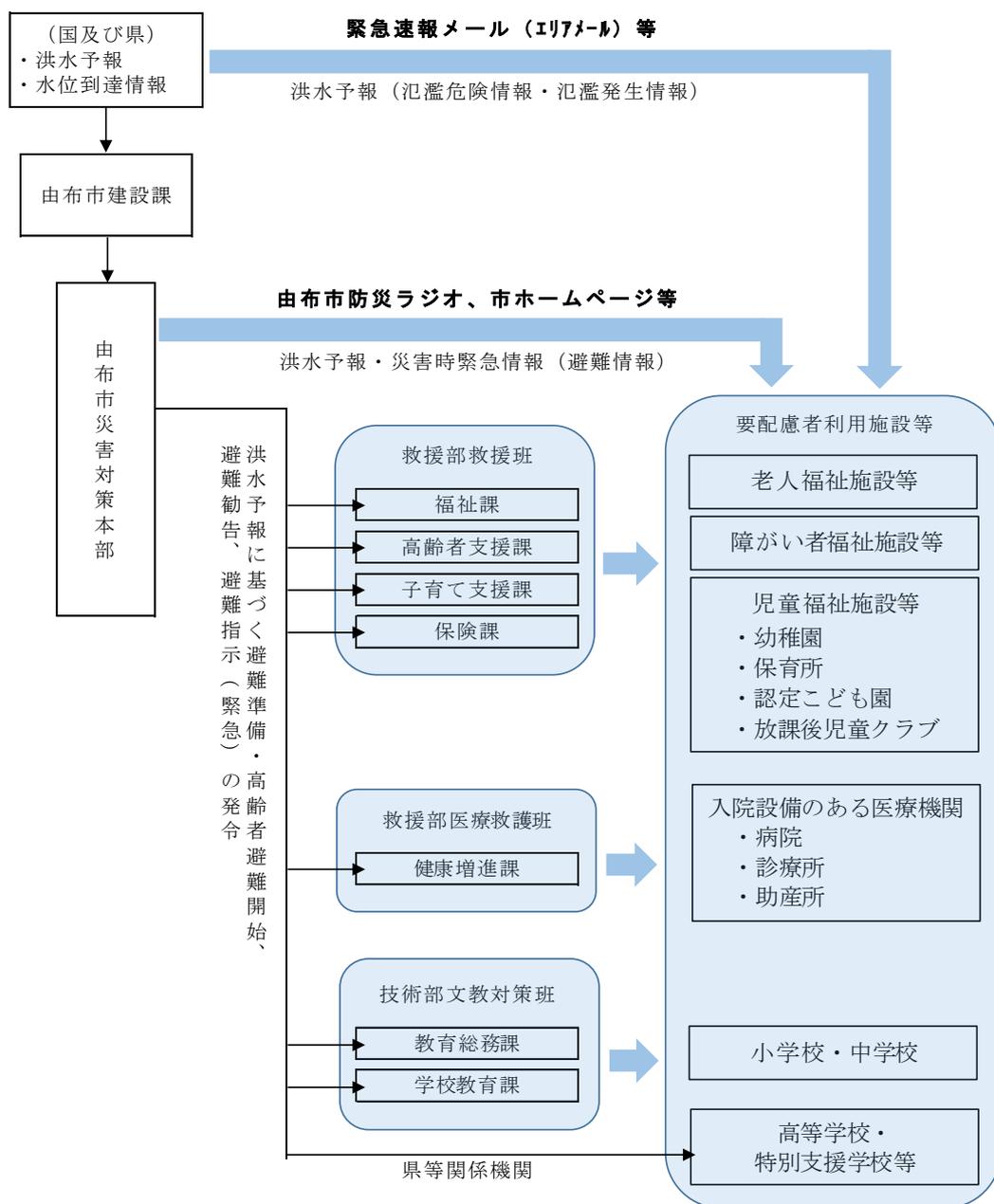


<http://www.city.yufu.oita.jp/wp-content/uploads/2019/07/kouzuihazardmap-yufuin.pdf>

#### 1 4 - 4 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により、本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市から要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は次のとおりである。



※課の名称は行政組織再編に伴う「由布市行政組織条例」及び「由布市行政組織規則」改正後のもの。  
(令和2年4月1日施行)